

一般社団法人 北海道造園緑化建設業協会 定款

平成24年 4月 1日 制定

平成28年 5月27日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道造園緑化建設業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公園緑地の造成、道路等の緑地、樹木・施設の維持管理、植生の復元（以下「造園緑化」という。）に関する技術の調査研究及びその向上並びに造園緑化事業の健全な発展を図り、もって北海道の緑化と快適かつ安全な環境づくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 造園緑化技術の進歩と改善のための調査研究及びその成果の普及
- (2) 公園緑地、道路、河川、学校等公共施設等の緑化行政に対する協力
- (3) 造園緑化事業に関する情報、資料の収集及びその提供
- (4) 造園緑化事業に関する普及啓発活動及び社会的事業
- (5) 関係行政庁その他関係機関への政策提言、建議、要望等
- (6) 受託業務の調査研究及び業務の執行
- (7) 研修会、講習会等の開催
- (8) 造園緑化事業に関する広報活動並びに会報、機関誌及び図書の刊行
- (9) 造園緑化事業に係る共同施設の設置及び運営
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 建設業法による許可を受けて、北海道に事業所を有し、造園工事、植生工事を営む者並びに施設の製作設置工事及び公園緑地等の維持管理業務を営む者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 特別会員 造園緑化工事に必要な資材及び製品を供給する者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を推進するために入会した個人、法人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、総会で推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 会員（個人を除く。）は、この法人に対して代表者として権利を行使する者1名を定め、これを会長に届けるものとする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、前条第1項第4号に定める名誉会員はこの限りではない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に当てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 特別会員及び賛助会員は、総会において別に定める特別会員費又は賛助会費を毎年納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。なお、この場合、その会員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、いずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (5) 建設業法による建設業の許可を失ったとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、特別会員費、賛助会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金、会費、特別会員費及び賛助会費の額

- (4) 常勤の理事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は、毎年5月に1回開催とする。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は正会員総数の5分の1以上、若しくは監事から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、請求があったとき開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中

から得票数の多い順番に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上17名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（法人にあつては第5条第3項で届け出た者）の中から総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 第1項の規定にかかわらず、正会員ではない者をこの法人の理事又は監事とする必要がある場合には理事7名以内又は監事1名を総会の決議によって選任することができる。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、

職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事及び常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監事報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員(会員以外から選出された者を除く。)は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第27条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除する

ことができる。

(相談役及び顧問)

第28条 この法人に任意の機関として相談役及び顧問を若干名置くことができる。

2 相談役は、この法人に功績のあった者の中から、理事会の決議により選任及び解任する。

3 顧問は、学識経験者の中から、理事会の決議により選任及び解任する。

4 相談役及び顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

6 前項ただし書に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順位により、副会長が招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、副会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事会を除く理事の過半数が出席して、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第7章 会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の配分の禁止）

第39条 この法人は、剰余金を配分することができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第41条 この法人は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業を推進するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の議決により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は笹本 知とし、専務理事は橋本英正及び常務理事は寺山省三とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にもかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

改正附則（平成28年5月27日一部改正）

この定款の一部改正は、平成28年5月27日から施行する。